

配管設備としての規制が課せられることとなる。

上水用の貯水タンクと消火用の貯水タンクを兼用させる場合は、消防法で定められた容量の水量を、消火用水として上水用の貯水タンクの中に、飲料水とは無関係に貯水しておかなければならない。ところが消火用の水は、火災が発生するか、または消防演習を行わない限り、停滞水としてそこに滞留している可能性が十分に考えられる。貯水タンクの容量が小さいときはまだしも、それが大容量の場合には、個別に設けた循環ポンプによって、貯水タンク内の水を常時、循環させるとか、または配管方法を考慮して、停滞水を生じさせないようにする必要がある。飲料水の汚染ということ考虑すれば上水用の貯水タンクと消火用の貯水タンクとの併用は好ましくないが、昭和 51 年 3 月 3 日付の建設省住指発第 136 号による“給排水設備の技術基準における消化設備等の取扱いについて”という通知に示されているとおり、禁止されるべきものではない。しかし、これは飲料水の取扱いにおいて、水質の管理を十分に行えるという前提のもとに認められたものであると解すべきであろう。

上水用の貯水タンクと消火用の貯水タンクとを別個にした場合には、消火用の高置タンクと上水用の高置タンクを配管で接続すると、クロスコネクションを形成することになるので、決してそのような配管を行ってはならない。

「その他の配管設備」とは、「飲料水の配管設備」以外の配管設備を総称し、排水管をはじめ、井水等の雑用に使用する給水管、排水再利用水用の配管、冷温水配管等がこれに該当する。

また、「直接連結させないこと」とは、単に流体力学的に間接的であることを要求しているのではなく、水の逆流を防止するに足る措置が講ぜられることをも要求しているのである。

第 2 号

「水を入れ、又は受ける設備」とは、前者にあつては、各種水槽をはじめ、浴槽、プール、池等相当の時間にわたって水を貯留するものを、後者にあつては、台所流し、洗面器、掃除流し等水を貯留し得る構造を有するものをいい、これらの容器は逆流を起ししやすいものである。「水栓の開口部」には、蛇口の開口部に限らず、弁操作によって水の供給を行う管の開口部も含まれる。

「あふれ面」とは、いわゆる「あふれ縁」のことであり、「あふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ」とは、まさに吐水口空間の確保を求めていることにほかならない。これは水の逆流防止のための例示である。

逆流はクロスコネクションと表裏一体をなすもので、その原因は逆サイホン作用にあり、逆サイホン作用をおこさせるような飲料水の配管も、クロスコネクションといえる。

逆流の防止方法としては、吐水口空間の保持またはバキュームブレーカ等による機械的措置を考えることができる。吐水口空間の距離については、(社)空気調和・衛生工学会の規格(表 2)があるので参照されたい。

なお飲料水用の貯水タンクや、給水タンク等に給水する場合のみ、タンク内に吐水口空間を設けてもよいが、その場合には、図 41 に示す吐水口空間を保持し、万一タンク内の水

配管設備としての規制が課せられることとなる。

上水用の貯水タンクと消火用の貯水タンクを兼用させる場合は、消防法で定められた容量の水量を、消火用水として上水用の貯水タンクの中に、飲料水とは無関係に貯水しておかなければならない。ところが消火用の水は、火災が発生するか、または消防演習を行わない限り、停滞水としてそこに滞留している可能性が十分に考えられる。貯水タンクの容量が小さいときはまだしも、それが大容量の場合には、個別に設けた循環ポンプによって、貯水タンク内の水を常時、循環させるとか、または配管方法を考慮して、停滞水を生じさせないようにする必要がある。飲料水の汚染ということを考慮すれば上水用の貯水タンクと消火用の貯水タンクとの併用は好ましくないが、昭和 51 年 3 月 3 日付の建設省住指発第 136 号による“給排水設備の技術基準における消火設備等の取扱いについて”という通知に示されているとおり、禁止されるべきものではない。しかし、これは飲料水の取扱いにおいて、水質の管理を十分に行えるという前提のもとに認められたものであると解すべきであろう。

上水用の貯水タンクと消火用の貯水タンクとを別個にした場合には、消火用の高置タンクと上水用の高置タンクを配管で接続すると、クロスコネクションを形成することになるので、決してそのような配管を行ってはならない。

「その他の配管設備」とは、「飲料水の配管設備」以外の配管設備を総称し、排水管をはじめ、井水等の雑用に使用する給水管、排水再利用水用の配管、冷温水配管等がこれに該当する。

また、「直接連結させないこと」とは、単に流体力学的に間接的であることを要求しているのではなく、水の逆流を防止するに足る措置が講ぜられることをも要求しているのである。

第 2 号

「水を入れ、又は受ける設備」とは、前者にあつては、各種水槽をはじめ、浴槽、プール、池等相当の時間にわたって水を貯留するものを、後者にあつては、台所流し、洗面器、掃除流し等水を貯留し得る構造を有するものをいい、これらの容器は逆流を起ししやすいものである。「水栓の開口部」には、蛇口の開口部に限らず、弁操作によって水の供給を行う管の開口部も含まれる。

「あふれ面」とは、いわゆる「あふれ縁」のことであり、「あふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ」とは、まさに吐水口空間の確保を求めていることにほかならない。これは水の逆流防止のための例示である。

逆流はクロスコネクションと表裏一体をなすもので、その原因は逆サイホン作用にあり、逆サイホン作用をおこさせるような飲料水の配管も、クロスコネクションといえる。

逆流の防止方法としては、吐水口空間の保持またはバキュームブレーカ等による機械的措置を考えることができる。吐水口空間の距離については、(社)空気調和・衛生工学会の規格(表 2)があるので参照されたい。

なお飲料水用の貯水タンクや、給水タンク等に給水する場合のみ、タンク内に吐水口空間を設けてもよいが、その場合には、図 41 に示す吐水口空間を保持し、万一タンク内の水